

資料 2

平成18年9月28日
筑 波 大 学

筑波大学環境報告書について

平成16年度に、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下「環境配慮促進法」という。）」が制定され、平成17年4月1日から施行されました。

この法律の制定・施行を受け、筑波大学環境報告書2005年度版を作成しました。
報告期間は2005年4月1日から2006年3月31日までの期間（17年度）で、
報告書の対象範囲は筑波キャンパスであります。

本学における「環境負荷及び低減の取り組み」については、環境報告書の刊行は今回
が最初であることから過去数年分の「廃棄物」、「化学物質」の排出量、「実験系洗浄排水」
の再利用状況、グリーン購入・調達の状況、「光熱水」の使用量、温室効果ガスの
排出量・総エネルギー消費量を掲載しました。

「廃棄物」、「化学物質」、「温室効果ガス」等の排出量及び総エネルギー等の消費量の
低減に努め、また、再利用、グリーン購入・調達の促進を図り、事業活動に係る環境の
保全について、配慮が適切になされることを確保していきます。

なお、本学では、毎年主たるテーマを変え、数年分の環境報告書で筑波大学の全体像
がわかるようにまとめていくこととしており、今回は「交通」と「ゴミ」に焦点をあて
ました。

交通問題として「筑波大学内の交通と環境問題」と題し、2005年9月に導入された、つくばセンターと大学間を1日約140往復運行されている民間バス事業者の路線
バスに、一定額の利用料で何度も自由に乗降できるキャンパス交通システムの利用を
促進し、教職員、学生の通勤・通学での自家用車等の利用の低減により、CO₂の削減を
目指す取り組みを紹介しています。

ゴミ問題として「学生からみたごみ事情」と題し、学生から見たごみの分別、ごみ捨て
マナーの現状を取り上げ、ごみ問題の解決への取り組みを紹介しています。

また、筑波大学の環境方針については、本学の教職員・学生に周知するとともに、イ
ンターネットのホームページ等を用いて一般の方々にも本学の事業活動に係る環境の
保全についての取り組みを周知します。

問合せ先：筑波大学組織・人事部環境安全管理室
電話 029(853)2106, 2105